



栃木県民のための
地域精神医療情報ネットワーク誌

Okadai NEWS

令和4(2022)年 8月

vol.8



Contents

- 副院長あいさつ
- Okadai活動紹介：令和3（2021）年度の診療状況
- Topics：公費負担等の手続きについて
- 統合失調症とはどんな病気？
- 外来診療のご案内

写真：地方独立行政法人栃木県立岡本台病院 航空写真



敷地内 全面禁煙

当院では受動喫煙防止のため敷地内全面禁煙となっています。
受動喫煙の防止にご協力ください。

発行：（地独）栃木県立岡本台病院

副院長あいさつ



平成22(2010)年4月に栃木県の国際医療福祉大学薬学部に着任し、研究や薬学教育に従事するとともに国際医療福祉大学クリニック・国際医療福祉大学病院で県北の精神医療に10年間携わってきました。栃木県にきたご縁なのかわかりませんが、令和2(2020)年4月に岡本台病院の隣にある精神保健福祉センターで精神保健福祉の行政を経験した後、令和4(2022)年4月1日付で地方独立行政法人栃木県立岡本台病院の副院長を拝命いたしました。当院は、私の異動と同じ日に地方独立行政法人に生まれ変わりましたが、今までと変わらず、本県の精神医療を支える政策医療を担っています。

当院の特色として、精神科救急医療、アルコール・薬物依存症医療、医療観察法医療など県民の皆様一人一人のこころの健康状態に応じて充実したサポートができるよう幅広い精神医療を提供しています。さらに、当院は医療機関を受診するときの目安になる専門医制度のプログラムがあり、精神科専門の領域についてしっかりと研修を受けることのできる施設でありますし、初期研修医の精神科ローテーションも受け入れている施設でもあります。

精神医療は、患者を地域生活から引き離して閉鎖的な病院の中に収容していた旧来の形から、精神科病院の開放化、地域移行が進み、地域で暮らす人のこころの病を、病院・診療所などの医療機関だけでなく、地域の保健所、福祉事務所、福祉施設、介護事業所、作業所・グループホームなどの自立支援事業所、訪問看護ステーションなどと協力連携して、地域の中で治療し支えていく「地域精神医療」へと変わっています。当院は精神医療改革の流れの歯車としての役割も担っております。

就任して4か月が過ぎましたが、院内外のつなぎ役として院長を補佐し、病院の理念である、患者さん一人一人の人権を尊重し、県立病院として求められる良質な精神医療を提供するとともに、地域の関係機関と連携し、栃木県の精神医療の健全な発展に貢献できますよう一層の努力を続けていく所存です。引き続きご指導いただきますよう、お願い申し上げます。

副院長 天野 託

Okadai 活動紹介 令和3(2021)年度の診療状況

当院は、栃木県内における精神医療・福祉の中核的な役割を担う精神病院として、外来、入院診療による一般的な精神医療はもとより、アルコールを含む物質使用障害診療、休日・夜間等における精神科救急医療、医療観察法医療といった専門的な政策医療にも積極的に取り組んでいます。特に、精神科救急医療では常時対応型施設として位置付けされており、地域精神医療の基幹病院として求められる役割を果たせるよう、医療連携体制の強化に日々努めています。

1. 外来診療

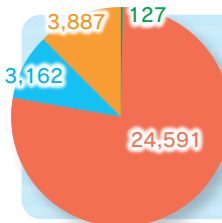
外来診療では、コロナ禍で全体数が一時的に減りましたが、初診患者数は増えています。(単位:人)

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
延外来患者数	33,549	30,661	31,767
上記のうち、初診患者数	476	601	609
1日平均患者数	139.8	126.2	131.3

2. 入院診療

入院形態には、自らの意思による任意入院や家族等の同意に基づく医療保護入院、警察官通報による措置入院など様々な形態があり、当院は県内唯一の応急入院指定病院にもなっています。(単位:人)

区 分	令和2年度	令和3年度	前年比
任意入院患者数	150	138	▲12
医療保護入院患者数	130	154	+24
応急入院患者数	1	1	0
緊急措置入院患者数	90	88	▲2
措置入院患者数	87	50	▲37
鑑定入院他患者数	10	16	+6
合 計	468	447	▲21



令和3年度診療別内訳

精神
アルコール・薬物
認知症
歯科 (単位:人)

うち、救急医療(休日・夜間等)数

※前年に比べて緊急医療(緊急措置・措置)入院患者数は減

区 分	令和3年度
一次救急(任意)	8
二次救急(医保)	67
(応急)	1
三次救急(緊急措置)	88
(措置)	50
	2
合 計	216

年間の約半数

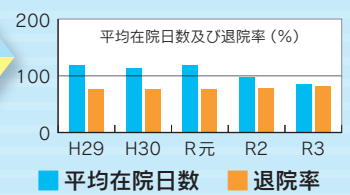
平均在院日数と退院率をグラフで見てみると?

$$\text{平均在院日数} = \frac{\text{延入院患者数}}{(\text{新入院患者数} + \text{退院患者数}) \times 1/2}$$

$$\text{退院率} = \frac{\text{退院患者数}}{(\text{前年からの繰越患者数} + \text{新入院患者数})} \times 100$$

つまり

質の良い診療や医療環境を提供することで平均在院日数が減り、さらに、退院率もアップしているのです!



診療に携わる医師や看護師はもちろんのこと、各職域スタッフ一同、これからも県民の皆様の精神保健福祉の向上と発展に努めてまいります。



精神疾患については継続的な治療が必要な場合が多く、通院にかかる経済的負担から通院をやめてしまい、病状が悪化する場合があります。安心して通院治療が継続できるように医療費負担を軽減する制度が「自立支援医療」です。申請をご希望の方は制度が適応となるか主治医にご相談ください。

また、重度心身障害者医療費助成制度の助成対象者に精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方も追加となりました。

自立支援医療制度について

「自立支援医療（精神通院医療）」とは

指定通院医療機関（都道府県指定を受けた医療機関等）通院による精神医療を続ける必要がある方の通院医療費の自己負担を軽減するための公費負担医療制度です。

自己負担額：保険診療の1割となります（注：登録した医療機関や薬局、訪問看護ステーションに限ります）。

また、対象者の「世帯」の所得等に応じて1ヶ月の自己負担上限額が設定されています。

申請窓口

申請先は住所地の市町担当窓口です。申請に必要となるものについて事前に確認してください。

更新について

受給者証の有効期限は1年間です。

引き続き希望される場合は再認定の手続きが必要です。

対象となる人は

統合失調症、精神作用物質による急性中毒、その他の精神疾患を有する方で、通院による継続的な治療を必要とする方が対象となります。

- ・外来、投薬、デイケア、訪問看護が対象です。
- ・処方された薬のうち、**精神疾患を治療する薬以外（風邪薬など）は原則対象外**となります。
- ・医療保険が適用にならない治療、投薬、診断書料などの費用は対象外です。

精神保健福祉手帳との同時申請について

- ・精神保健福祉手帳と自立支援医療（精神通院医療）を同時に申請する場合は、手帳用診断書1枚で申請を行うことが可能です。

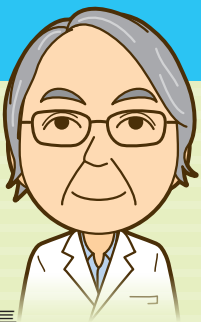
重度心身障害者医療費助成制度について

この制度は、障害のある方と、その家族の経済的負担を軽減するため、医療機関を受診した場合の入院、通院、院外処方に関する保険診療の自己負担分を助成する制度です。

令和4年4月1日より、精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方も助成対象者に追加となりました。

助成を受けるためには登録が必要です。申請に関することは、お住まいの市町担当窓口におたずねください。

統合失調症とはどんな病気？



医長

山口 史郎

Shiro Yamaguchi

統合失調症は一言でいうと「脳の様々な働きをまとめることが難しくなる病気」です。そのため幻覚、妄想、まとまりのない行動などの本来その人にはないはずの症状や、感情が乏しくなり意欲がなくなるなど、本来その人に備わっているはずの能力が損なわれる症状がみられます。

洋の東西を問わず、100~120人に1人くらい発症するので「ありふれた病気」と言えます。発症は10代後半から増加し20代の方で多くなり、30代、40代の方でも少なくありません。この病気は約20年前までは「精神分裂病」と呼ばれていましたが、この名称が患者さんの人格を否定する響きがあると感じていた患者家族会の働きかけにより「統合失調症」に名称が変更されました。「統合失調症」は患者さんが嫌な気持ちにはならず病気を前向きにとらえられる名称だと思いますし、実際にこの20年でこの名称がすっかり定着しました。

統合失調症は、治療の面でも新しい薬や治療法の開発が進んだことにより多くの患者さんが長期的な回復を期待できるようになっている病気ですが、他の多くの精神の病気や糖尿病、高血圧症などの体の病気と同様に「慢性疾患」であり、長期的に付き合っていく病気であることは十分理解しておかなければなりません。治療を中止すれば再発しやすい病気ですので、再発を防ぐためには薬を飲み続けるなど患者さん自身の努力も必要で、再発の徴候がないか見守るなどご家族のサポートも極めて重要です。治療によりまったく症状が出なくなった患者さんでも、自分の判断で治療をやめてしまうと、しばらくして再発してしまうことがあるので注意が必要です。

また統合失調症は患者さんの認知機能や社会生活機能を低下させる病気でもありますので、症状をやわらげる薬による治療に加え、社会への適応能力を高めるためのリハビリテーションを組み合わせることが重要です。

将来の生活に対して不安を感じていらっしゃる患者さんやご家族には、地域と連携して日常生活および社会生活を支援する福祉資源を利用していくことも大切です。何かご不明な点がありましたら、ぜひスタッフにご相談ください。

外来診療のご案内

予約受付 電話番号 **028-673-2211**

診療受付時間【月～水曜日】 8:50～11:00
【木・金曜日】 8:50～15:00

予約受付時間【月～金曜日】

- 初診予約 14:00～16:00
- 再診予約及び予約変更 12:00～16:00

■当院の外来は全て【予約制・主治医制】となっています。

初診・再診に関わらず、予約時間を守って受診していただくようお願いいたします。

■主治医によって受付順が前後することがありますので、ご了承ください。

■当院では医薬分業の一環として、外来患者様には【院外処方せん】をお薦めしています。

詳しくは、主治医又は薬局にご相談ください。

外来担当医一覧

精神科一般外来

統合失調症、双極性障害、不安障害など、幅広い精神疾患に対し、精神療法や薬物療法を用いて治療に当たります。

	月	火	水	木	金
初診	(交代制)	(交代制)	(交代制)	寺石*	(交代制)
再診 (9:00～)	天野 山口 小林 市川	田中 三浦 田崎 岡田*	高橋 織田 豊田	竹内※ 白木 北林 寺石*	原 光野 田崎 清田*
再診 (13:00～16:00)				寺石*	清田*

*非常勤医師

※10時台の診察なし

アルコール・薬物専門外来

アルコール依存症の治療が中心ですが、栃木DARCと協力して薬物依存症への支援や近年問題となりつつあるインターネット依存やギャンブル依存にも対応できるよう準備しています。

	月	火	水	木	金
初診				山口	田中
再診	天野・山口	山口	天野	天野	北林

上表は令和4(2022)年8月1日現在のものです。最新の情報につきましては病院ホームページにてご確認ください。

交通のご案内

交通機関をご利用の場合

- JR宇都宮線・岡本駅西口から徒歩15分(タクシーで5分)
- JR宇都宮駅からタクシーで15分
- 宝木団地発(JR宇都宮駅経由)の関東バス「奈坪台中央(奈坪台)」行き「金井台中」下車徒歩5分、又は「釜井台団地」行き「釜井台団地入口」下車徒歩10分

お車をご利用の場合

- 東北自動車道、宇都宮ICから30分
- 北関東自動車道、上三川ICから30分



精神科救急医療相談電話のご案内

夜間・休日に具合が悪くなり、かかりつけの医療機関に相談できないときは、下記の精神科救急医療相談電話にご相談ください。

0570-666-990 平日/17:00～22:00 土日祝日/10:00～22:00

編集後記

Okadai NEWS も今回で8回目、4月からスタートした地方独立行政法人栃木県立岡本台病院としては2回目の発行となります。地方独立行政法人となっても従前どおり、患者の皆様や関係機関の方々等に対し、当院の活動や精神医療について、より充実した内容をお届けできるようこれからも病院全体で取り組んでまいります。

(広聴広報委員会)

本誌に対するご感想やご意見等をお待ちしております。
下記 Email アドレス宛てにご連絡ください。

Email: info@okamotodai.jp

※右記のQRコードを読み取りいただいても結構です。



地方独立行政法人
栃木県立岡本台病院

〒329-1104 宇都宮市下岡本町2162
TEL 028-673-2211 FAX 028-673-2214



【岡本台病院 HP】